

令和 6 年 6 月 28 日
原子力規制庁

令和 5 年度に報告があった原子力施設等の事故故障等を取りまとめました。

原子力規制庁は、令和 5 年度に報告があった原子力施設等における事故故障等の情報をとりまとめましたので、お知らせいたします。
なお、原子力規制庁における評価が行われていない事象については、評価が確定次第、お知らせいたします。

原子力施設等において、法令^{※1}に定める事故故障等（以下「事故故障等」という。）が発生したとき、原子力事業者等は原子力規制委員会に報告することが義務付けられています。令和 5 年度に原子力事業者等から報告を受けた事故故障等は以下の 10 件でした。

○実用発電用原子炉 ^{※2}	3 件
○東京電力ホールディングス（株）福島第一原子力発電所	1 件
○放射性同位元素等取扱事業所	6 件

なお、研究開発段階炉、試験研究炉、加工施設、再処理施設、使用施設、廃棄物管理施設及び廃棄物埋設施設に係る事故故障等の報告はありませんでした。

※1 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 62 条の 3 及び放射性同位元素等の規制に関する法律（以下「RI 法」という。）第 31 条の 2。

※2 特定原子力施設を除く。

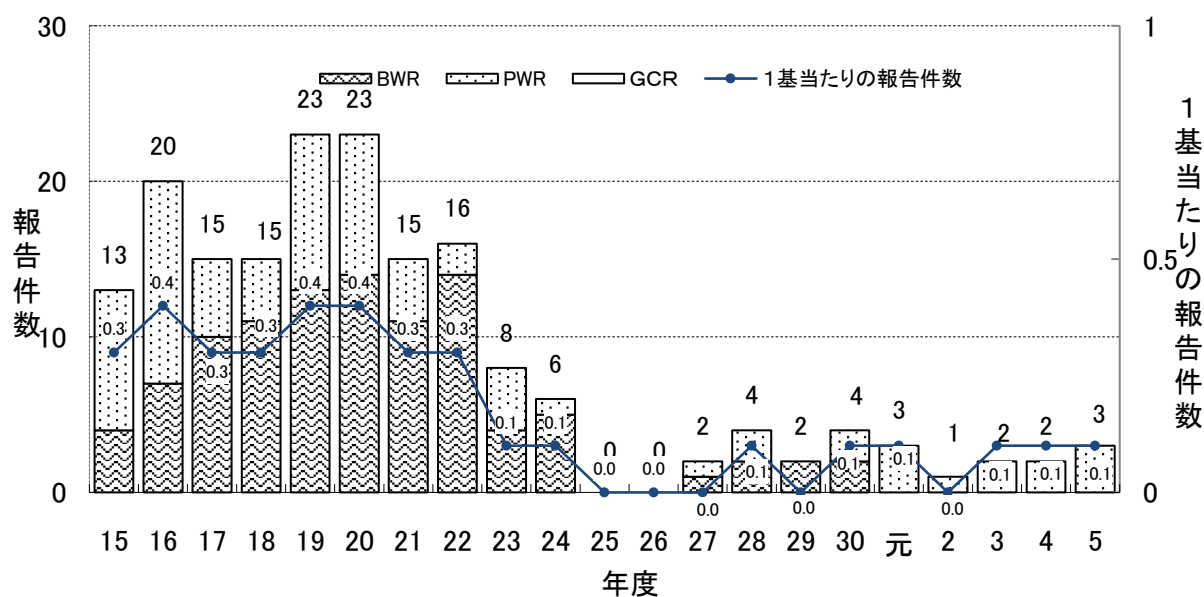
- 別添資料 1 事故故障等の報告件数の推移
- 別添資料 2 令和 5 年度に報告された事故故障等の概要
- 別添資料 3 国際原子力・放射線事象評価尺度（INES）による評価

原子力規制庁 長官官房 総務課 事故対処室
室長 山口 道夫
電話: (代表)03-3581-3352
(直通)03-5114-2110
担当: 木原、川島

事故故障等の報告件数の推移

表 1-1 実用発電用原子炉(廃止措置中の原子炉及び特定原子力施設を除く)の報告件数^{※1}の推移

年度	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3	4	5
BWR(沸騰水型原子炉) ^{※2,※3}	4	7	10	11	13	14	11	14	4	5	0	0	1	2	2	2	0	0	0	0	0
PWR(加圧水型原子炉)	9	13	5	4	10	9	4	2	4	1	0	0	1	2	0	2	3	1	2	2	3
GCR(ガス冷却型原子炉)																					
総件数	13	20	15	15	23	23	15	16	8	6	0	0	2	4	2	4	3	1	2	2	3
基数 ^{※4}	52	53	55	55	55	55	56	54	54	54	54	48	48	48	48	42	42	38	37	33	33
1 基当たりの報告件数 ^{※5}	0.3	0.4	0.3	0.3	0.4	0.4	0.3	0.3	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.1	0.1	0.0	0.1	0.1	0.1

図 1-1 実用発電用原子炉(廃止措置中の原子炉及び特定原子力施設を除く)の報告件数^{※1}の推移

- ※1 平成 15 年 10 月 1 日までは通商産業大臣通達に基づく事故故障等の報告(以下「大臣通達に基づく報告」という。)を受けており、表 1-1 及び図 1-1 には、大臣通達に基づく報告も計上している。
- ※2 平成 23 年 3 月 11 日の東北地方太平洋沖地震とこれに伴う津波により発生した福島第一原子力発電所の事故故障等については、放射性物質を含む汚染水の海洋への流出等、平成 25 年 8 月 13 日までに発生した全ての事象をまとめて平成 22 年度における 1 件として計上している。また、福島第一原子力発電所は特定原子力施設に指定され、平成 25 年 8 月 14 日に特定原子力施設に係る実施計画の認可を受けたことから、それ以降に発生した福島第一原子力発電所の事故故障等は「特定原子力施設」における事故故障等として計上している。
- ※3 平成 23 年 3 月 11 日の東北地方太平洋沖地震とこれに伴う津波により発生した福島第二原子力発電所の事故故障等については、号機ごとに 1 件として計上している。
- ※4 基数は各年度における営業運転を開始している原子炉の基数。廃止措置中の原子炉及び特定原子力施設については、原子炉の解体届の提出又は廃止措置計画若しくは特定原子力施設に係る実施計画の認可を受けた翌年度より基数から除いている。
- ※5 1 基当たりの報告件数は、総件数を基数で除した値(小数第二位を四捨五入)。

表 1-2 実用発電用原子炉(廃止措置中の原子炉及び特定原子力施設を除く)の報告件数※1 の事象別内訳の推移

年度		15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3	4	5
運 転 中	自動停止	0	2	1	3	0	0	0	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0
	手動停止	5	3	5	4	5	3	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	出力変化	0	2	2	1	2	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
停 止 中	蒸気発生器伝熱管の損傷	3	5	1	0	1	2	1	0	2	0	0	0	0	1	0	2	2	1	1	1	2
	蒸気発生器伝熱管以外の損傷	1	7	5	5	11	6	4	1	4	5	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0
	その他	2	1	1	2	4	11	5	11	1	1	0	0	1	1	2	2	1	0	1	0	0
総件数		11	20	15	15	23	23	15	16	8	6	0	0	2	4	2	4	3	1	2	2	3

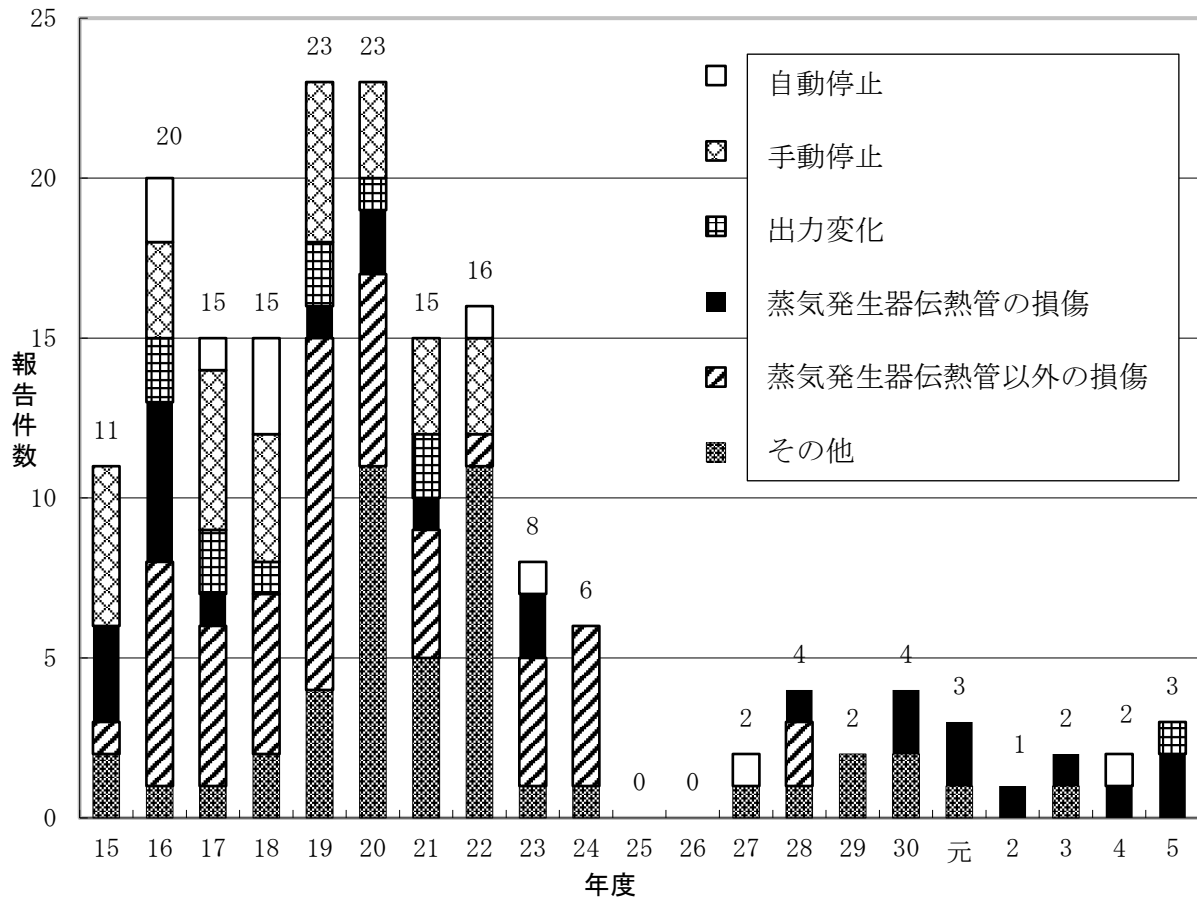


図 1-2 実用発電用原子炉(廃止措置中の原子炉及び特定原子力施設を除く)の報告件数※1 の事象別内訳の推移

表 1-3 廃止措置中の原子炉及び特定原子力施設の報告件数の推移

年度	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3	4	5
廃止措置中の原子炉 (廃止措置基数)※2	0 (1)	0 (1)	0 (1)	0 (1)	0 (1)	0 (1)	0 (1)	0 (3)	0 (3)	0 (3)	0 (3)	0 (3)	0 (3)	0 (3)	0 (3)	0 (9)	0 (9)	0 (13)	0 (14)	0 (18)	0 (18)
特定原子力施設※3	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	5	5	2	1	1	0	2	2	1	0	1

※1 大臣通達に基づく報告(平成 15 年 10 月 1 日以前)は計上していない。

※2 廃止措置基数は、原子炉の解体届の提出又は廃止措置計画の認可を受けた基数であり、原子炉の解体届を提出した日又は廃止措置計画認可を受けた日の翌年度より計上。

※3 福島第一原子力発電所は特定原子力施設に指定され、平成 25 年 8 月 14 日に特定原子力施設に係る実施計画の認可を受けたことから、それ以降に発生した福島第一原子力発電所の事故故障等は、「特定原子力施設」における事故故障等として計上している。

表 2 研究開発段階炉の報告件数の推移

年度	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3	4	5
もんじゅ※ ¹	0	0	0	0	0	1	0	2	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
ふげん※ ²	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総件数	1	0	0	0	0	1	1	2	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0

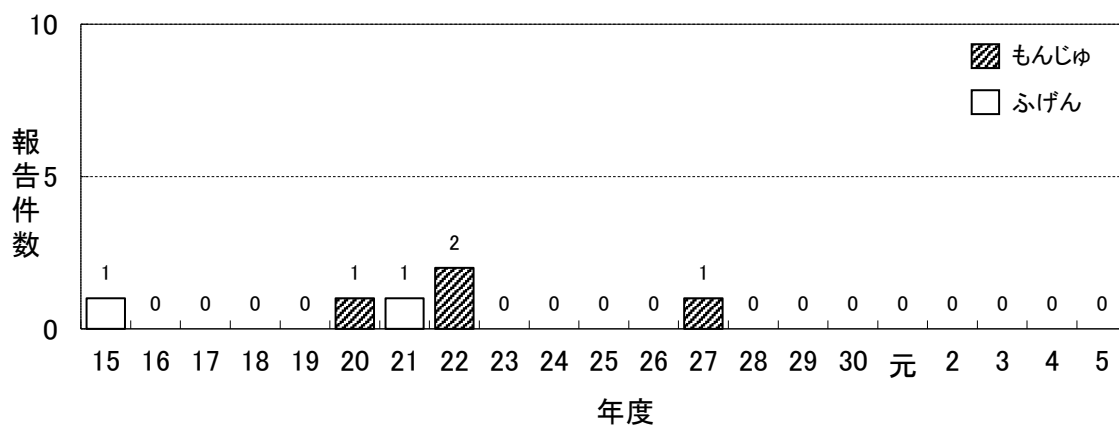


図 2 研究開発段階炉の報告件数の推移

表 3 試験研究炉の報告件数の推移

年度	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3	4	5
総件数※ ³	7	2	1	0	2	0	1	0	0	2	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0

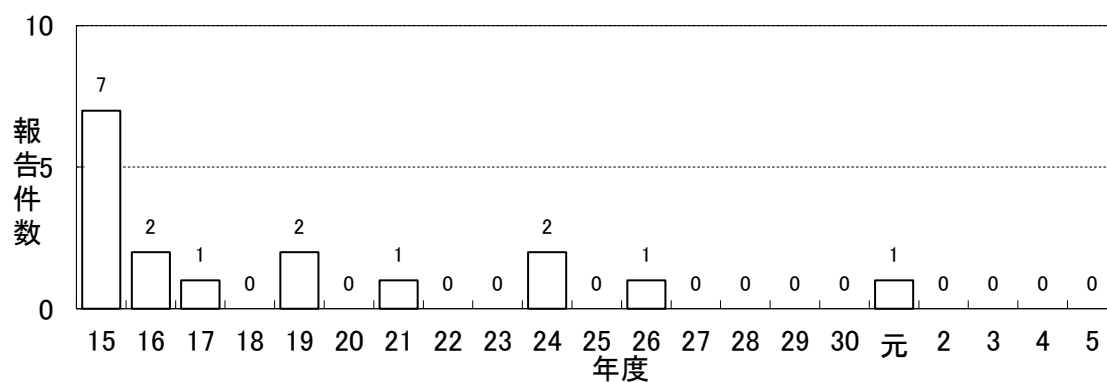


図 3 試験研究炉の報告件数の推移

※1 平成 29 年 3 月 28 日に廃止措置計画を認可。

※2 平成 20 年 2 月 12 日に廃止措置計画を認可。

※3 平成 24 年度の 2 件及び平成 26 年度の 1 件の事故故障等の発生施設は、原子炉設置許可(試験研究炉)及び核燃料物質の使用の許可(使用施設)を受けている施設であるが、試験研究炉として計上し、使用施設としては計上していない。

表 4 その他原子力施設の報告件数の推移

年度	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3	4	5
加工施設	0	0	0	0	1	2	0	2	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
再処理施設	0	1	0	0	1	3	2	1	3	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0
廃棄物管理施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
廃棄物埋設施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
使用施設※ ¹	0	0	2	1	4	0	1	2	0	1	0	0	0	0	1	1	0	1	1	0	0
総件数	0	1	2	1	6	5	3	5	3	2	1	0	1	0	2	1	0	1	1	1	0

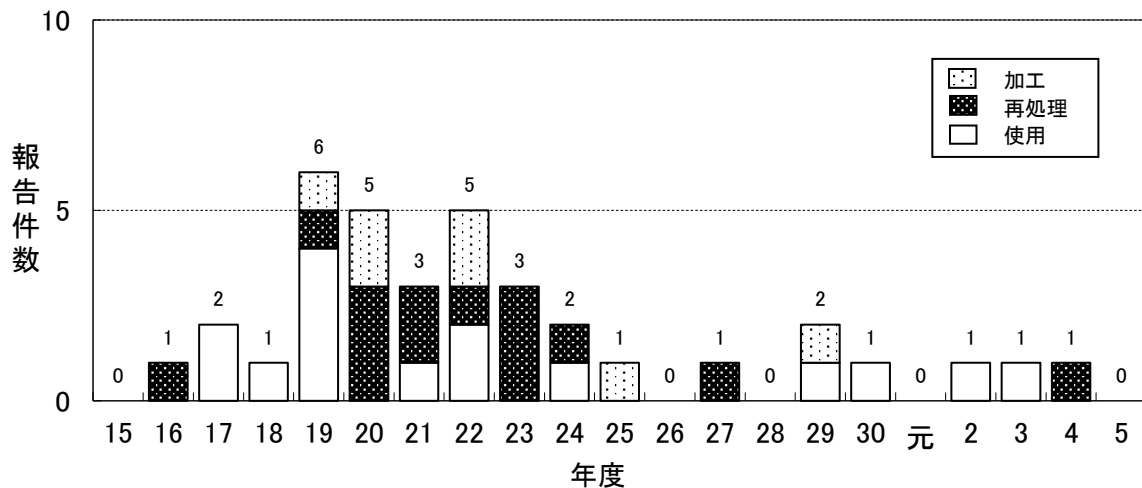


図 4 その他原子力施設の報告件数の推移

表 5 放射性同位元素等取扱事業所の報告及び届出件数※²の推移

年度	22	23	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3	4	5
総件数※ ³	3	5	5	4	2	2	4	2	7	5	3	2	5	6

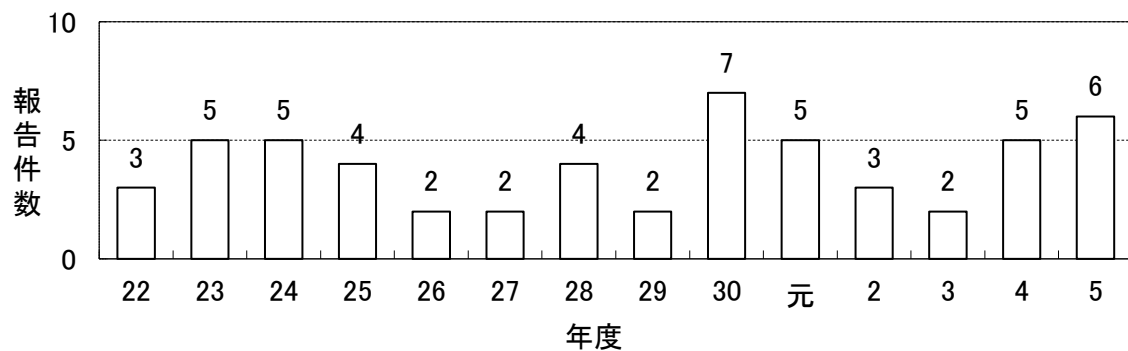


図 5 放射性同位元素等取扱事業所の報告及び届出件数※²の推移

※¹ 平成 24 年度の 2 件及び平成 26 年度の 1 件の事故故障等の発生施設は、原子炉設置許可(試験研究炉)及び核燃料物質の使用の許可(使用施設)を受けている施設であるが、試験研究炉として計上し、使用施設としては計上していない。

※² 平成 22 年度から平成 24 年度までの報告件数は文部科学省により集計されたもの。

※³ 平成 28 年度には京都大学医学部における火災発生に伴う RI 法第 33 条第 3 項(平成 30 年改正前の RI 法)に基づく届出(1 件)が含まれる。

令和 5 年度に報告された事故故障等の概要

表 1 実用発電用原子炉(特定原子力施設を含む)の事故故障等の概要

	報告年月日	施設名・件名	概要
1	令和 5 年 10 月 17 日	関西電力(株) 高浜発電所 3 号機 蒸気発生器の伝熱管の 損傷	令和 5 年 10 月 17 日、関西電力から、定期検査のため停止中の高浜発電所 3 号機において、3 台ある蒸気発生器について、健全性を確認するため ECT を実施した結果、2 台の蒸気発生器から有意な信号指示が認められたことから、法令報告事象として判断した旨の報告を受けた。 令和 5 年 11 月 9 日、当該事象の原因と対策に係る報告書が提出され、第 7 回原子力規制委員会(令和 6 年 5 月 15 日)において、本件に対する原子力規制庁の評価及び今後の対応について了承した。
2	令和 6 年 1 月 22 日	関西電力(株) 高浜発電所 4 号機 蒸気発生器の伝熱管の 損傷	令和 6 年 1 月 22 日、関西電力から、定期検査のため停止中の高浜発電所 4 号機において、3 台ある蒸気発生器について、健全性を確認するため ECT を実施した結果、2 台の蒸気発生器から有意な信号指示が認められたことから、法令報告事象として判断した旨の報告を受けた。 令和 6 年 2 月 22 日、当該事象の原因と対策に係る報告書が提出され、第 7 回原子力規制委員会(令和 6 年 5 月 15 日)において、本件に対する原子力規制庁の評価及び今後の対応について了承した。
3	令和 6 年 1 月 24 日	関西電力(株) 高浜発電所 1 号機 計画的な電気出力の抑 制	令和 6 年 1 月 22 日、定格熱出力一定運転中の高浜発電所 1 号機において、2 次系配管からの蒸気漏れ及び給水ブースタポンプのグランド部からの 2 次系冷却水の漏れが生じたことから、原子炉の出力を降下し、1 月 24 日に当該配管の浸透探傷試験を行った結果、傷の存在を示す指示が認められたことから、法令報告事象として判断した旨の報告を受けた。 令和 6 年 2 月 6 日、当該事象の原因と対策に係る報告書が提出され、第 7 回原子力規制委員会(令和 6 年 5 月 15 日)において、本件に対する原子力規制庁の評価及び今後の対応について了承した。
4	令和 6 年 2 月 7 日	東京電力 ホールディングス(株) 福島第一原子力発電所 核燃料物質等の管理区 域内漏えい	令和 6 年 2 月 7 日、東京電力ホールディングスから、福島第一原子力発電所において、第二セシウム吸着塔の洗浄作業中に放射性物質を含む水が、管理区域内へ流出した可能性が否定できないため、法令報告事象として判断した旨の報告を受けた。 令和 6 年 2 月 15 日(令和 6 年 5 月 8 日付で補正)、当該事象の原因と対策に係る報告書が提出され、第 7 回原子力規制委員会(令和 6 年 5 月 15 日)において、本件に対する原子力規制庁の評価及び今後の対応について了承した。

表 2 放射性同位元素等取扱事業所の事故故障等の概要

	報告年月日	施設名・件名	概要
1	令和 5 年 5 月 12 日	公立大学法人 熊本県立大学 放射性同位元素の所在 不明	令和 5 年 5 月 12 日、熊本県立大学より、密封線源(ニッケル 63)が所在不明となったことから、法令報告事象に該当するとの報告を受けた。 令和 5 年 12 月 14 日、当該事象の原因と対策に係る報告書が提出され、事業者による原因調査及び再発防止対策については、原子力規制庁が妥当であると評価し、令和 6 年度第 10 回原子力規制委員会(令和 6 年 5 月 22 日)に報告・了承された。
2	令和 5 年 8 月 3 日	テクノス三原(株) 放射線業務従事者の計 画外被ばく	令和 5 年 8 月 3 日、テクノス三原から、同社の放射線業務従事者 2 名が、放射性同位元素(イリジウム 192)を内蔵した装置を用いた非破壊検査の作業中に、5 ミリシーベルトを超えて計画外に被ばくしたことから、法令報告事象に該当するとの報告を受けた。 令和 5 年 8 月 10 日、当該事象の状況及び処置に係る報告書が提出され、現在、事業者において原因調査及び再発防止対策の検討を行っているところである。
3	令和 5 年 10 月 5 日	福岡県警察第一機動隊 密封された放射性同位 元素の破損に伴う漏え い	令和 5 年 10 月 5 日、福岡県警察第一機動隊から、10 月 4 日に放射性同位元素(トリチウム)内蔵照準部品を装備した拳銃を落下させた際に同部品が破損し、放射性同位元素が漏えいしたことから、法令報告事象に該当するとの報告を受けた。 令和 5 年 11 月 16 日、当該事象の原因と対策に係る報告書が提出され、事業者による原因調査及び再発防止対策については、原子力規制庁が妥当であると評価し、令和 6 年度第 10 回原子力規制委員会(令和 6 年 5 月 22 日)に報告・了承された。
4	令和 5 年 10 月 31 日	国立大学法人 筑波大学 放射性同位元素の所在 不明	令和 5 年 10 月 31 日、筑波大学から、密封線源(ニッケル 63)が所在不明となったことから、法令報告事象に該当するとの報告を受けた。 令和 5 年 11 月 9 日、当該事象の状況及び処置に係る報告書が提出され、現在、事業者において原因調査及び再発防止対策の検討を行っているところである。
5	令和 5 年 11 月 13 日	北越コーポレーション (株) 放射性同位元素の管理 区域内での漏えい	令和 5 年 11 月 13 日、北越コーポレーション(株)から、クリプトン 85 を密封した線源カプセルから放射性同位元素が漏えいした蓋然性が高いことから、法令報告事象に該当するとの報告を受けた。 令和 5 年 11 月 22 日、当該事象の状況及び処置に係る報告書が提出され、現在、事業者において原因調査及び再発防止対策の検討を行っているところである。
6	令和 6 年 3 月 12 日	理研計器(株) 放射性同位元素の所在 不明	令和 6 年 3 月 12 日、理研計器(株)から、密封線源(アメリカシウム 241)が所在不明になったことから、法令報告事象に該当するとの報告を受けた。 令和 6 年 3 月 21 日、当該事象の状況及び処置に係る報告書が提出され、現在、事業者において原因調査及び再発防止対策の検討を行っているところである。

国際原子力・放射線事象評価尺度 (INES) による評価※¹

表1 実用発電用原子炉(特定原子力施設である福島第一原子力発電所を含む)の評価結果

年度	評価対象外※ ²	レベル0	レベル1	レベル2	レベル3	レベル7	計
15	1	12	0	0	0	0	13
16	0	19	1	0	0	0	20
17	1	12	2	0	0	0	15
18	1	13	1	0	0	0	15
19	3	19	1	0	0	0	23
20	1	18	4	0	0	0	23
21	1	12	2	0	0	0	15
22	1	8	2	1	3	1	16
23	0	7	1	0	0	0	8
24	0	6	0	0	0	0	6
25	5	0	0	0	0	0	5
26	5	0	0	0	0	0	5
27	2	2	0	0	0	0	4
28	1	3	1	0	0	0	5
29	1	2	0	0	0	0	3
30	0	4	0	0	0	0	4
元	2	3	0	0	0	0	5
2	2	1	0	0	0	0	3
3	1	2	0	0	0	0	3
4	0	2	0	0	0	0	2
5	1	3	0	0	0	0	4
計	29	148	15	1	3	1	197

注1. 東北地方太平洋沖地震に伴い東京電力ホールディングス(株)福島第一原子力発電所、福島第二原子力発電所において発生した事象である平成22年度の5件(レベル1:1件、レベル3:3件、レベル7:1件)、平成23年度の1件(レベル0:1件)は、暫定評価中である。

注2. 福島第一原子力発電所については、同発電所の状況を踏まえ、平成25年度に発生した事故故障等より、INESレベルが6以上に相当するものでない場合にはINES評価を行わないこととしている。

表2 研究開発段階炉の評価結果

年度	評価対象外	レベル0	レベル1	レベル2	計
15	0	1	0	0	1
16	0	0	0	0	0
17	0	0	0	0	0
18	0	0	0	0	0
19	0	0	0	0	0
20	0	0	1	0	1
21	0	1	0	0	1
22	0	2	0	0	2
23	0	0	0	0	0
24	0	0	0	0	0
25	0	0	0	0	0
26	0	0	0	0	0
27	0	1	0	0	1
28	0	0	0	0	0
29	0	0	0	0	0
30	0	0	0	0	0
元	0	0	0	0	0
2	0	0	0	0	0
3	0	0	0	0	0
4	0	0	0	0	0
5	0	0	0	0	0
計	0	5	1	0	6

※1 評価件数については事象の発生日の年度で区分している。

※2 福島第一原子力発電所において原子炉等規制法第64条の2第2項の規定に基づく特定原子力施設に係る実施計画の認可日以後に発生した、INESレベルの格付けを行わないとした事象も含む。

表 3 試験研究炉の評価結果

年度	評価対象外	レベル 0	レベル 1	レベル 2	計
15	0	3	0	0	3
16	0	2	0	0	2
17	0	1	0	0	1
18	0	0	0	0	0
19	0	2	0	0	2
20	0	0	0	0	0
21	0	1	0	0	1
22	0	0	0	0	0
23	0	0	0	0	0
24	0	2	0	0	2
25	0	0	0	0	0
26	0	1	0	0	1
27	0	0	0	0	0
28	0	0	0	0	0
29	0	0	0	0	0
30	0	0	0	0	0
元	0	1	0	0	1
2	0	0	0	0	0
3	0	0	0	0	0
4	0	0	0	0	0
5	0	0	0	0	0
計	0	13	0	0	13

表 4 その他原子力施設の評価結果

年度	評価対象外	レベル 0	レベル 1	レベル 2	レベル 3	レベル 4	計
15	0	0	0	0	0	0	0
16	0	1	0	0	0	0	1
17	0	1	1	0	0	0	2
18	0	1	0	0	0	0	1
19	0	5	1	0	0	0	6
20	0	3	2	0	0	0	5
21	0	3	0	0	0	0	3
22	0	4	1	0	0	0	5
23	0	1	2	0	0	0	3
24	0	1	1	0	0	0	2
25	0	1	0	0	0	0	1
26	0	0	0	0	0	0	0
27	0	1	0	0	0	0	1
28	0	0	0	0	0	0	0
29	0	1	0	1	0	0	2
30	0	1	0	0	0	0	1
元	0	0	0	0	0	0	0
2	0	1	0	0	0	0	1
3	0	1	0	0	0	0	1
4	0	1	0	0	0	0	1
5	0	0	0	0	0	0	0
計	0	27	8	1	0	0	36

表 5 放射性同元素等取扱事業所の評価結果

年度	評価対象外	レベル 0	レベル 1	レベル 2	計
21	0	2	0	0	2
22	0	3	0	0	3
23	0	5	0	0	5
24	0	5	0	0	5
25	0	3	1	0	4
26	0	2	0	0	2
27	0	2	0	0	2
28	0	4	0	0	4
29	0	2	0	0	2
30	0	7	0	0	7
元	1	3	1	0	5
2	1	2	0	0	3
3	0	2	0	0	2
4	0	4	1	0	5
5	0	2	0	0	2
計	2	48	3	0	53

注 1. 平成 20 年 4 月 18 日より、放射性同位元素等取扱事業所の事故故障等について INES による評価を開始。

INES で事象を評価するための一般基準

INES レベル	人と環境	施設における放射線バリアと管理	深層防護
7 深刻な事故	・計画された広範な対策の実施を必要とするような、広範囲の健康および環境への影響を伴う放射性物質の大規模な放出。		
6 大事故	・計画された対策の実施を必要とする可能性が高い放射性物質の相当量の放出。		
5 広範囲な影響を伴う事故	・計画された対策の一部の実施を必要とする可能性が高い放射性物質の限定的な放出。 ・放射線による数名の死亡。		
4 局所的な影響を伴う事故	・地元で食物管理以外の計画された対策を実施することになりそうもない軽微な放射性物質の放出。 ・放射線による少なくとも 1 名の死亡。		
3 重大な異常事象	・法令による年間限度の 10 倍を超える作業員の被ばく。 ・放射線による非致命的な確定的健康影響(例えば、やけど)。	・炉心の重大な損傷。 ・高い確率で公衆が著しい被ばくを受ける可能性のある施設内の放射性物質の大量放出。これは、大規模臨界事故または火災から生じる可能性がある。 ・炉心インベントリーの 0.1%を超える放出につながる燃料の溶融または燃料の損傷。 ・高い確率で公衆が著しい大規模被ばくを受ける可能性のある相当量の放射性物質の放出。	・安全設備が残されていない原子力発電所における事故寸前の状態。 ・高放射能密封線源の紛失または盗難。 ・適切な取扱い手順を伴わない高放射能密封線源の誤配。
2 異常事象	・10 mSv を超える公衆の被ばく。 ・法令による年間限度を超える作業員の被ばく。	・50 mSv/時 を超える運転区域内の放射線レベル。 ・設計で予想していない施設内の区域での相当量の汚染。	・実際の影響を伴わない安全設備の重大な欠陥。 ・安全設備が健全な状態での身元不明の高放射能密封線源、装置、または、輸送パッケージの発見。 ・高放射能密封線源の不適切な梱包。
1 逸脱			・法令による限度を超えた公衆の過大被ばく。 ・十分な安全防護層が残ったままの状態での安全機器の軽微な問題。 ・低放射能の線源、装置または輸送パッケージの紛失または盗難。
安全上重要でない(評価尺度未満/レベル 0)			

INES ユーザーズマニュアル 2008 年版より